高等学校の授業料等を徴収する特別の事由がある場合を定める規則をここに公布する。

平成22年３月31日

香川県知事　　真　　鍋　　武　　紀

香川県規則第39号

高等学校の授業料等を徴収する特別の事由がある場合を定める規則

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）別表第１　第１表　使用料の部　２　公の施設の使用料高等学校の項に規定する特別の事由があるとして規則で定める場合は、生徒が公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条第１項に規定する高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者である場合とする。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。